

美幌町の人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

区 分	採用	退 職				
		定年	勸奨	普通	免職	合計
一般職員等	18	3	0	10	0	13

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成30年	平成29年		
一般行政部門	議会	4	4	0	スタッフ充実
	総務企画	43	42	1	
	税務	10	10	0	
	民生	31	28	3	欠員補充
	衛生	13	13	0	
	農林水産	17	17	0	
	土木	17	18	△1	業務の見直し
	商工	5	5	0	
	小 計	140	137	3	
特別行政部門	教育	28	29	△1	業務の見直し
	小 計	28	29	△1	
公営企業等部門	病院	95	86	9	スタッフ充実
	水道	8	8	0	
	その他	18	18	0	
	小 計	121	112	9	
合 計		289 [305]	278 [300]	11 [5]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(3) 年齢別職員構成の状況 (30年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	9人	10人	23人	19人	26人	28人	30人	39人	40人	23人	37人	5人	289人

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (H30.1.1)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 19,954	千円 11,343,468	千円 46,126	千円 1,394,116	% 12.3	% 12.8

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29年度	人 166	千円 593,407	千円 116,352	千円 240,000	千円 949,759	千円 5,721

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

時間外手当 6.0%

(4) ラスパイレス指数の状況（29年4月1日現在）

97.5【管内町村平均97.05】

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
美幌町	41.8 歳	306,900 円	357,000 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(6) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分		美幌町	国
一般行政職	大 学 卒	179,200 円	179,200 円
	短 大 卒	159,800 円	
	高 校 卒	147,100 円	147,100 円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	270,300 円	308,900 円	346,300 円
	短 大 卒	244,600 円	274,200 円	354,500 円
	高 校 卒	228,100 円	276,500 円	309,000 円

(8) 一般行政職の級別職員数の状況（30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	係員(主事補)	29 人	19.3%
2 級	係員(主事)	13 人	8.7%
3 級	係員(主任)	26 人	17.3%
4 級	主査	44 人	29.4%
5 級	主幹	30 人	20.0%
6 級	部長	8 人	5.3%

(注) 1 美幌町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(9) 期末手当・勤勉手当の状況

美幌町		国	
1人当たり平均支給額(29年度)		—	
1,553 千円			
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
(一般職員) 2.60 月分	1.80 月分	(一般職員) 2.60 月分	1.80 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～20%	

(10) 退職手当の状況（30年4月1日現在）

美幌町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例加算措置 (2%～30%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例加算措置 (2%～45%)	
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額	10,506 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(11) 特殊勤務手当の状況（30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		65,434 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		1,521,716 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		14.9 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
研修手当	医師等	専門的に研修を必要とする職務	30千円～600千円
夜間看護手当	看護師	深夜における看護を行う職務	1件当たり7,300円

(12) 時間外勤務手当の支給状況

支給実績(29年度決算)	44,754 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	203 千円
支給実績(28年度決算)	53,696 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	190 千円

(13) その他の手当の状況（30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者及び子ども等 6,500円から10,000円	同じ		34,928 千円	247,718 円
住居手当	①家賃の額が12,000円を超える借家等の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ②自宅の場合 2,500円	異なる	持ち家手当 2,500円	29,023 千円	151,162 円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員 2,000円～31,600円	同じ		4,285 千円	82,402 円
管理職手当	部長及び主幹 44,800円～137,700円	同じ		45,762 千円	789,000 円
寒冷地手当	寒冷地域勤務者に支給 51,700円～131,900円	同じ		27,102 千円	97,489 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合に支給	同じ		1,596 千円	7,256 円
夜勤手当	午後10時から午前5時までに勤務した場合に支給	同じ		5,164 千円	166,577 円

(14) 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	748,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額
	副町長	653,200 円	920,000 円 / 585,600 円
	教育長	565,800 円	760,000 円 / 539,400 円
報 酬	議 長	320,000 円	499,000 円 / 227,000 円
	副議長	260,000 円	430,000 円 / 182,000 円
	議 員	237,000 円	400,000 円 / 157,000 円
期 末 手 当	町 長 副町長 教育長	(29年度支給割合) 4.40 月分	
	議 長 副議長 議 員	(29年度支給割合) 3.30 月分	
退 職 手 当	町 長 副町長 教育長	(算定方式) 給料月額×5.126月×4年 給料月額×3.234月×4年 給料月額×2.838月×3年	(支給時期) 任期毎 任期毎 任期毎

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の 勤務時間	1日の 勤務時間	勤 務 時 間			週休日
		開始時刻	終了時刻	休憩時間	
38時間45分	7時間45分	8時45分	17時30分	12時00分～ 13時00分	土曜日 日曜日

(2) 職員の年次休暇の状況

(平成29年1月1日～平成29年12月31日)

種 類	付与日数	平均使用日数
年次有給休暇	20日（原則）	8.3日

(3) 育児休業・介護休暇の取得状況

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

区 分	男性職員	女性職員
介護休暇取得者	0人	0人
育児休業取得者	0人	6人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 処分事由別分限処分数

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合					0人
心身の故障の場合			1人		1人
職に必要な適格性を欠く場合					0人
職制等の改廃により過員等を生じた場合					0人
刑事事件に関し起訴された場合					0人
条例に定める事由による場合					0人
合 計	0人	0人	1人	0人	1人

(2) 処分事由別懲戒処分数

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
法令違反					0人
職務上の義務違反又は怠慢					0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行		1人			1人
合 計	0人	1人	0人	0人	1人

5 職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、次のような服務上の強い制約を課しています。

①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）

②信用失墜行為の禁止（同法第33条）

③秘密を守る義務（同法第34条）

④職務に専念する義務（同法第35条）

⑤政治的行為の制限（同法第36条）

⑥争議行為等の禁止（同法第37条）

⑦営利企業等の従事制限（同法第38条）

(2)職務専念義務免除の状況

(2 9 年度)

免 除 の 事 由	承認件数
研修を受ける場合	0件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	9件
町内、外において講師として参加する場合	8件
職員が公務に支障のない範囲内において、スポーツ大会に選手又は競技役員等として参加する場合	0件
免許更新（優良講習）	0件
共済組合評議員協議会	5件
健康診断及び人間ドック受診に必要な時間	278件

（注）職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(3)営利企業等の従事許可の状況

(2 9 年度)

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事の許可申請	1件	1件

6 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

① 独自研修

研 修 名	修了者数
新規採用職員研修（施設体験研修含む）	6人
陸上自衛隊隊内生活体験研修	4人
交通安全研修	162人
公務員倫理の保持と服務規律の確保	206人
メンタルヘルス研修	28人
自己啓発研修	7人
計	413人

② 委託研修

研 修 名	研修先	修了者数
新規採用職員基礎研修	オホーツク管内町村会	4人
初級職員研修	オホーツク管内町村会	9人
中級職員研修	オホーツク管内町村会	7人
J S T（監督者）研修	オホーツク管内町村会	4人
法務（基礎）研修	オホーツク管内町村会	3人
法務（応用）研修	オホーツク管内町村会	3人
管理能力研修	北海道市町村職員研修センター	5人
指導能力研修	北海道市町村職員研修センター	2人
政策形成研修	北海道市町村職員研修センター	1人
税務事務	北海道市町村職員研修センター	1人
自治体債権回収	北海道市町村職員研修センター	1人
地方自治法研修	北海道市町村職員研修センター	2人
自治体法務（解釈運用・条例立案）研修	北海道市町村職員研修センター	2人
財務実務・資金管理	北海道市町村職員研修センター	1人
財務諸表と財務分析	北海道市町村職員研修センター	1人
全国地域リーダー養成塾	地域活性化センター	1人
自治大3部課程	自治大学校	1人
自治大2部課程	自治大学校	1人
計		49人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員福利厚生事業の状況

区 分	概 要
北海道市町村職員共済組合	・ 組合員及び被扶養者の病気・負傷・出産・死亡・休業・災害等に関する給付 ・ 退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金等の給付 ・ 健康教育、健康相談、健康診査、宿泊事業、貯金、住宅資金等の貸付など
北海道市町村職員福祉協会	・ 共済組合の事業を補完 ・ 各種祝金、弔慰金などの給付、生活資金の貸付けなど

(2) 福利厚生制度の状況

共済組合の事業をより充実、補完するために設けられた北海道市町村職員福祉協会に加入し、福利厚生の充実を図っています。

互助会の名称	北海道市町村職員福祉協会
平成29年度公費補助等総額	841 千円
平成29年度会員1人当たりの公費の補助金	2,993 円

※ 北海道市町村職員福祉協会の詳しい事業内容については、当協会のホームページをご覧ください。

(3) 職員健康管理の状況

(平成29年度)

区 分	内 容	受診者
健康診査	総合検診者を除いた全員を対象に実施	55人
総合検診（人間ドック）	40歳以上（30～39歳は隔年）を対象に共済組合と共同で実施	223人

(4) 公務災害補償の状況

(平成29年度)

加入団体	災害件数
地方公務災害補償基金 北海道支部	4件

8 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

(平成29年度実施分)

試験区分	受験者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務	26人	7人	3.7倍
保育士	5人	1人	5.0倍

(2) 選考試験の状況

(平成29年度実施分)

試験区分	受験者数	最終合格者数	競争倍率
医師	3人	3人	1.0倍
看護師	9人	9人	1.0倍
医療技術者	3人	3人	1.0倍